1 総合相談体制を構築する

◎ 現状

区では、総合福祉事務所(4か所)や保健相談所(6か所)に加えて、障害者地域 生活支援センターを 4 か所整備し、障害のある方やその家族などから、地域生活を 送る上でのさまざまな相談に対応しています。

あわせて、身体・知的障害者相談員制度や、障害者地域生活支援センターで実施するピアカウンセリングなど、身近な地域やいろいろな視点から相談支援を受けられる体制作りを進めてきました。

相談支援を通して、不安の解消や適切なサービスにつながることで、その人らしい地域生活を支援することができます。

また、本人の判断する力が十分でない場合でも適切なサービス利用が可能となるよう、権利擁護の仕組みを取り入れながら相談支援を行なっています。

さらに、相談支援の充実と地域の支援のネットワーク作りのために、平成 19 年度 に障害者地域自立支援協議会を設置しました。相談事例などから地域課題を抽出し、 その解決に向け協議をおこなっています。

障害者基礎調査の結果

【身近な相談先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
1	友人・知人	福祉施設職員	病院・診療所	福祉施設職員
2	病院・診療所	福祉事務所	友人・知人	友人・知人
3	福祉事務所	友人・知人	保健相談所	病院・診療所

【障害福祉サービスなどの情報の入手先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
1	ねりま区報	ねりま区報	病院など	学校、職場、施
				設
2	福祉事務所•保	学校、職場、施	ねりま区報	家族、親せき
	健相談所	設		
3	病院など	友人・知人	福祉事務所・保	ねりま区報
			健相談所	

団体ヒアリングの結果

【総合相談体制を構築する、に関する意見】

- ・障害者地域生活支援センターの機能充実
- ・気軽に相談できる体制作り
- 専門性の高い相談支援の実施

◎ 課題

障害のニーズが多様化する中、より専門的な相談を求める声や、いまだ相談先がわからないといった声が聞かれます。また、複数の障害のある方、高齢障害者、累犯障害者など、一つの相談支援機関では対応が難しい場合もあります。

このため、発達障害や高次脳機能障害等への専門的な相談支援の充実、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の構築、福祉・保健・子育て・教育など関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

また、困りごとの相談は、病院や学校などの身近なところにすることが多いため、 さまざまな機関にサービス情報などが行きわたり、必要な支援につなぐ仕組みづくり が必要です。

◎ 施策の方向

(1) ケアマネジメントシステムの拡充

障害のある方や家族などからの相談に応じ、ライフステージに応じた地域生活上のニーズと、これに必要なサービスや支援を組み合わせ、自立した地域生活が送れるよう、相談支援の充実を図ります。

また、対象が拡大されるサービス等利用計画の活用を図りながら、いまだサービスとつながっていない方に対し、適切な支援につなぐよう努めます。

(2) 基幹相談支援センターの整備

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者および精神障害者の相談支援を総合的に行なうことを目的とする基幹相談支援センターの機能を、障害者地域生活支援センターに設定します。

障害のある方の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者との連携・支援を進めていきます。

※ 今後明示される基幹相談支援センターの機能にあわせ、文言修正を行なっていく予定

(3) 相談支援ネットワークの推進

相談支援を行なう関係機関や、ネットワークを構築し、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センター等、各機関がその役割を十分発揮しながら、障害のある方の多様な相談ニーズに対応します。

また、どこに相談しても適切なサービスにつながっていくように、障害のある方の身近な相談先(施設や病院、学校など)の相談機能を高めるため、十分な情報提供や日頃から相談支援機関等との連携を強化していきます。

参照:資料4、5

2 居宅系サービスの充実

◎ 現状

平成 18 年 10 月からの障害者自立支援法施行により、これまで別の制度であった 身体・知的・精神の居宅介護が同一のサービスとなり、3年が経過しました。

居宅介護を利用する方は、利用人数で 50%弱、利用時間で 10%弱の伸びとなっており、制度の浸透、事業の活用が図られている状況が見られます。

特に、精神障害者の利用は、利用者数、利用時間ともにこの3年間で約2倍に増えています。 ※データの比較は、18年10月と23年4月実績の比較

その他、訪問入浴サービス事業や、難病者を対象としたホームヘルプサービス(障害者自立支援法対象外)などのサービスを実施し、居宅での生活を支援しています。

また、施設で短期間過ごすショートステイ事業は、身体障害者・知的障害者は家族の休養(レスパイト)、精神障害者は本人の不安の解消といった目的での活用が見られます。ショートステイ事業を補完するサービスとして、区立大泉つつじ荘(緊急ー時保護)の運営を行なっています。

居宅介護やショートステイ事業等は、障害のある方の生活支援や介護する家族等の 負担軽減を図るためのサービスであり、安心して生活を送るための重要なものです。

入所・入院者の地域移行を図る観点や、基礎調査から、家庭において介護する方が、 年齢的・精神的な不安を抱えているといった結果が出ており、家庭の介護力を支える 観点からも重要です。

障害者基礎調査の結果

【最近1年間で利用した居宅系サービス】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	16.3%	8.9%	15.5%
短期入所・緊急一時	6.1%	16.9%	4.8%

【今後のサービス利用意向】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	20.2%	15.4%	25.8%
短期入所・緊急一時	13.0%	34.3%	1 1. 4%

団体ヒアリングの結果

【居宅系サービスに関する意見】

- ・医療的ケアの実施、入院中のヘルパー利用など、使いやすい制度。
- ・従事者の質の向上と人材確保。

・緊急一時保護の増設と医療的ケアの実施。

◎ 課題

障害者基礎調査によると、3障害ともに今後のホームヘルプ、短期入所等の利用意 向が、現在の利用状況を上回っています。

居宅系サービスの利用は伸びてきていますが、いまだサービス利用にいたっていない方もいらっしゃいます。引き続きサービス提供体制の充実が必要です。

また、医療的ケアを伴うサービス利用や手帳制度等によらないサービス実施などの 課題があります。

◎ 施策の方向

(1) 障害者自立支援法による居宅系サービスの充実

障害者程度区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。

あわせて、サービスなどにかかわる十分な情報提供に努めるとともに、サービスの質を高め、事業者を支援する取り組みを進めます。

※ サービス見込み量等は障害福祉計画に掲載

参照:資料6

(2) その他の訪問サービスの充実

難病患者へのホームヘルパー派遣や出張調髪など、法に規定されないサービスを 実施することで、地域での生活を支援します。

(3) ショートステイ事業の充実

地域での安心した生活を支援するため、ショートステイ事業の充実を図ります。 事業整備のため、民間事業者への支援を行なうとともに、区立施設でのショート ステイ事業を実施します。

事業名	内 容	年 度
区立しらゆり荘の移転	区立しらゆり荘を移転・新築し、緊	平成 24 年度
	急一時保護機能を付加する。	
(仮称)障害福祉人材	サービス従事者への研修実施等に	平成 24 年度
育成・研修センターの	より、高い専門性を持つ福祉人材の	
運営	確保・育成を図る。	

3 日中活動系サービスの充実

◎ 現状

改定練馬区障害者計画の計画期間中においては、身体障害者福祉法等のいわゆる旧法に規定する施設と、障害者自立支援法による新法事業所、精神障害者共同作業所当の法外施設といわれる 3 つの施設体系が混在し、障害のある方の日中活動を支援してきました。同時に、旧法、法外の事業所は平成 23 年度末までの新法事業所への移行を進めてきました。新法移行後は、就労移行や就労継続、生活介護等の事業ごとの機能が発揮できるよう、サービス提供に努めています。

また、施設の新規立上げや入所施設で日中の受入れを行なうなど、定員の拡大が図られてきました。

一方で、障害者自立支援法により、3障害の一元化が図られましたが、多くの事業 所がこれまで通りに対象とする障害を定めて支援を行っています。

医療的ケアが必要な重症心身障害者の受入れについては、中村橋福祉ケアセンター に加え、区立福祉園2か所においても行なってきました。

区立福祉園・福祉作業所については、指定管理者制度の導入により効率的な運営を 進めてきました。

障害者基礎調査の結果

【日中の主な過ごし方】(18歳~64歳の方の回答)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
自宅で過ごす方の割合	44.6%	16.5%	50.2%

【今後の日中の過ごし方】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設
1	自宅で	通所施設で介	自宅で	今いる施設
		護等を受けな		
		がら		
2	医療機関の訓	福祉作業所な	企業就労	家族がいる場
	練、看護などを	どで働きたい		所
	受けながら			
3	企業就労	自立訓練など	自立訓練など	福祉作業所な
		を受けながら	を受けながら	どで働きたい

団体ヒアリングの結果

【日中活動系サービスに関する意見】

・福祉園、作業所などの施設整備を進めて欲しい。

・医療的ケアや高次脳機能障害等の、障害ニーズに応じたサービス提供をして欲 しい。

◎ 課題

日中の過ごし方の設問では、身体障害者、精神障害者の在宅率が大きいことから、 就労支援とともに日中活動の場を拡充する必要があります。障害特性により、介護・ 訓練に大別される既存の障害福祉サービスでは、利用しにくい方もいるため、柔軟な 形態での施設運営が必要となってきています。

また、通所者の高齢化も課題となっているため、他のサービス利用や高齢サービス との併用などの検討が必要です。

◎ 施策の方向

(1) 日中活動の場の整備

引き続き、生活介護や就労支援といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、利用需要に合わせ、必要な施設整備を進めます。

また、既存の障害福祉サービスを利用しにくい方にとっても、地域での活動が充 実するよう、新たな施設形態の事業を検討します。

あわせて、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。 ※ 参照:資料7、8

(2) 中途障害者への支援の充実

高次脳機能障害等の中途障害者への支援の充実を図るため、中村橋福祉ケアセンターにおいて相談および自立訓練等を行なう中途障害者支援事業を実施します。

事業名	内容	年 度
生活介護事業所の誘致	民間誘致による、定員 40 名程度の	平成 26 年度
	事業所誘致	
中途障害者支援事業	高次脳機能障害等の中途障害者へ	平成 24 年度
	の相談および自立訓練等の事業を	
	実施	

4 居住系サービスの充実

◎ 現状

障害のある方の地域生活や、入所(入院)者の地域移行を支援するため、住まいの場である共同生活援護事業(グループホーム)・共同生活介護事業(ケアホーム)の整備を進めてきました。区内事業所の定員は、知的障害 142人、精神障害 82人(平成 23年4月現在)であり、平成 18年度と比較し、それぞれ約2倍、約2.5倍と大きく伸びています。

また、同事業を利用する方は、グループホーム 129 人、ケアホーム 132 人(平成 23 年 4 月実績)であり、2 倍弱、3 倍強に伸びています。

区においては、区立しらゆり荘、大泉つつじ荘の通過型生活寮を設置し、グループホームなどへの移行のための支援を行なっています。

住みなれた地域で暮らし続けていくためには、居住の場の確保が必要であり、生活の自立をめざしたり、親亡き後の安心を求めるためにはグループホーム等の整備を進める必要があります。

また、家族と一緒やひとりで暮らしたいと希望する方も多いことから、さまざまな 住まい方を支援する必要があります。

障害者基礎調査の結果

【将来暮らしたい場所】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
1	家族と一緒	家族と一緒	家族と一緒	施設
2	ひとりで	ク゛ルーフ゜(ケア)ホーム	ひとりで	家族と一緒
3	施設	施設	施設	ク゛ルーフ゜(ケア)ホーム

【充実して欲しい施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
住まいの場 の整備	23.6%	51.7%	27.7%	30.9%

団体ヒアリングの結果

【居住系サービスに関する意見】

- ・住みなれた地域で暮らし続けるために、グループホーム・ケアホームの整備を 促進して欲しい。
- ・重度障害者、高齢障害者の受入れが可能なケアホームの整備が必要である。

◎ 課題

区内グループホーム等の定員やグループホームを利用する方は、増加しており、整備は進んできていますが、一方では、重度障害者や高齢者の受入れを進めて欲しいという声があり、これに対応できるケアホームの整備が課題となっています。

また、家族と一緒やひとりで暮らしたいと希望している方へ、居宅生活を支えるサービスや相談支援の充実、住まいの場の確保などが求められています。

◎ 施策の方向

(1) グループホーム・ケアホームの整備

引き続き、整備費助成を活用しながら整備を進めるとともに、重度障害者、高齢 障害者の受入れが可能なケアホームの整備を、事業者との調整を行いながら進めて いきます。

また、区と事業者との協議の場を定期的に設けることで、事業者との連携を強化していきます。

区立しらゆり荘の移転後は体験・訓練機能を強化した事業運営を行ない、障害者の地域生活、地域移行を支援していきます。

(2) 居住の場の拡大と居住支援

公営住宅においては、既存住宅のリフォームなどを通して入居機会の確保を図る とともに、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」や「練馬区福祉のまちづくり整備 助成事業」により、民間共同住宅等のバリアフリー化を進めます。

また、居宅サービスや相談支援の充実を図るとともに、地域での体制づくりに取り組むことで、居住支援を進めていきます。

事業名	内 容	年	度
区立しらゆり荘の移転	区立しらゆり荘を移転・新築し、体	平成 2	4 年度
	験・訓練機能を強化した運営により		
	円滑な地域移行を図る。		

5 サービスの質の向上

◎ 現状

障害福祉サービス等の支給実績は、概ね第二期障害福祉計画の目標を満たしており、 順調に利用が伸びています。

また、サービス提供事業者においては第三者評価の実施や従事者研修の実施・受講などにより、サービスの質を高め、利用者の個別のニーズに対応できるよう取り組んできました。区においても、ヘルパー事業者等を対象とした従事者研修を実施し、サービスの質の向上に取り組んできました。

さらに、事業者間の情報交換・共有や資質の向上を図るため「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」が設立されました。

サービス従事者の人材確保については、障害福祉サービス事業所の就職面接会・相談会を実施し、円滑に就職につながるよう努めています。

障害のある方の豊な地域生活を支援するためには、サービスの量的な整備と同時に質的な面の向上を図ることが必要です。

※参照 資料2

障害者基礎調査の結果

【最近1年間で利用したサービス】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
訪問系 (ホームヘルプ等)	16.3%	8.9%	15.5%
日中活動系	2.0%	28.3%	15.1%
居住系	1. 2%	4.6%	4.4%

【必要なサービスの利用状況】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
あまり利用できていない	19.6%	25.1%	24.1%

【必要なサービスを利用できない理由】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
どのようなサービスがあ るかわからない	3 4. 1%	38.6%	41.3%	
利用の仕方がわからない	26.7%	29.5%	49.3%	
対応できる業者がいない	7.4%	26.1%	12.0%	

団体ヒアリングの結果

【サービスの質の向上に関する意見】

- ・ホームヘルパーや施設職員のスキルアップのため、研修など実施して欲しい。
- ・サービス従事者の人材確保に取り組んで欲しい。

◎ 課題

サービス利用が伸びている反面、必要なサービスを利用できていない方も少なからずいることが、障害者基礎調査からわかりました。その理由として、サービスの情報不足とともに「対応できる事業者がいない」ことを理由にあげています。

サービス提供にあたり、利用者の障害の個別性に対応することが難しいと、利用者、 事業者の双方から声が聞かれます。

また、運営規模等の関係で事業者独自での研修実施は困難な場合もあります。

◎ 施策の方向

(1) 障害福祉サービス等を担う人材の確保・育成および支援

(仮称)障害福祉人材育成・研修センターを、平成24年度に整備し必要な情報 提供や従事者研修等を実施し、障害福祉サービスの質の向上や人材確保を進めます。 また、引き続き「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」の運営を支援し、事業 者自らの取り組みを進めます。

事業名	内 容	年	度
(仮称)障害福祉人材	サービス従事者への研修実施等に	平成 2	24 年度
育成・研修センターの	より、高い専門性を持つ福祉人材の		
運営	確保・育成を図る。		